

II 基本構想



1. まちの将来像

第1次計画の将来像「豊かな自然と歴史に包まれて ひとが輝くやすらぎのまち」の方向性や、これまで進めてきたまちづくりの経験・実績を踏まえるとともに、多様な主体の「総働」により、すべての市民がいつでも、そしていつまでも、元気でいきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指し、まちの将来像を次のように掲げます。

みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか

「総働」とは、市民と行政だけでなく、多分野にわたる専門家や事業者、団体、学校や研究機関等さまざまな主体が地域の課題を共有し、それぞれが自主的・主体的に取り組み、総力で地域の課題解決を目指すことを示します。



2. 政策の大綱

まちの将来像を実現するために、政策を 6 つの大綱（分野別基本政策）に整理するとともに、それぞれにまちづくりの「基本目標」を定めます。

| まちの将来像 | 政策大綱 | 基本目標 |
|---------------------------------------|-------------|------------------------|
| みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか | 1 都市基盤 | 人にやさしく、快適に暮らせる魅力的なまち |
| | 2 環境・安全 | 豊かな自然に包まれ、安全・安心に暮らせるまち |
| | 3 健康・福祉・子育て | いつまでも健やかでいきいきと暮らせるまち |
| | 4 教育・文化・交流 | 生涯を通じて学び、人を育むまち |
| | 5 産業・雇用 | 地域資源を活かした、にぎわいと活力のあるまち |
| | 6 行財政・市民総働 | 効率的な行財政運営と、市民総働のまち |

【政策大綱 1】都市基盤

基本目標：人にやさしく、快適に暮らせる魅力的なまち

地域の特性や環境に配慮した適正な土地利用を促進するとともに、災害に強く、人にやさしい、質の高い都市基盤の整備と維持を図ります。

| 基本施策 | 1 - 1 適正な土地利用 1 - 2 道路交通網の整備 1 - 3 公共交通の充実 1 - 4 計画的な市街地の整備 1 - 5 住環境の整備 1 - 6 安全で安定した水道水の供給 1 - 7 適切な汚水処理 1 - 8 公園・広場の整備 |
|------|--|
|------|--|

【政策大綱 2】環境・安全

基本目標：豊かな自然に包まれ、安全・安心に暮らせるまち

豊かな自然と共生し、活用しながら、災害や犯罪から市民の生命や財産を守り、安全・安心な暮らしの確保を図ります。

| 基本施策 | 2 - 1 健全で良好な生活環境の維持 2 - 2 低炭素・循環型社会の実現 2 - 3 環境保全活動の促進 2 - 4 防犯対策の推進 2 - 5 交通安全対策の推進 2 - 6 防災・減災対策の推進 2 - 7 消費者の保護 |
|------|--|
|------|--|

【政策大綱 3】健康・福祉・子育て

基本目標：いつまでも健やかでいきいきと暮らせるまち

子どもを安心して産み、育てやすいまちづくり、誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、健康でいきいきと暮らし続けられるまちづくりを推進します。

| 基本施策 | 3 - 1 疾病予防・健康づくりの推進 3 - 2 医療体制の充実 3 - 3 地域福祉の推進 3 - 4 高齢者福祉の推進 3 - 5 障がい者福祉の推進 3 - 6 結婚・出産・子育て環境の充実 3 - 7 社会保障制度の充実 |
|------|---|
|------|---|

【政策大綱 4】教育・文化・交流

基本目標：生涯を通じて学び、人を育むまち

すべての市民が生涯にわたり自由に学習できる機会の充実を図るとともに、健やかでたくましく、しなやかに生きる力を持った子どもや若者を育てる教育を推進します。

| | |
|------|--|
| 基本施策 | 4 - 1 生涯学習・社会教育の充実 4 - 2 小・中学校教育の充実 4 - 3 生涯スポーツの推進 4 - 4 芸術・文化の振興 4 - 5 都市間・国際交流の推進 |
|------|--|

【政策大綱 5】産業・雇用

基本目標：地域資源を活かした、にぎわいと活力のあるまち

地域の特性や資源を活かして、人、もの、情報が行き交い、新たな価値の創造や雇用の創出により、地域が潤う産業の振興を推進します。

| | |
|------|--|
| 基本施策 | 5 - 1 農業の振興 5 - 2 林業の振興・鳥獣被害対策の推進 5 - 3 商工業の振興 5 - 4 観光の振興 5 - 5 雇用対策の推進 |
|------|--|

【政策大綱 6】行財政・市民総働

基本目標：効率的な行財政運営と、市民総働のまち

すべての市民と行政が地域課題とその解決のための役割を共有し、自主的・主体的に地域づくりに取り組むとともに、多様化・複雑化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる公正で効率的な行財政運営を推進します。

| | |
|------|---|
| 基本施策 | 6 - 1 市民総働の推進 6 - 2 人権教育・啓発の推進 6 - 3 男女共同参画の推進 6 - 4 情報発信の充実 6 - 5 効率的で健全な行財政運営 |
|------|---|

3. 都市整備の構想

(1) 土地利用の方針

本市では、国道18号、JR信越本線などの広域交通路が東西方向に延び、都市軸を形成しています。軸上の沿線には市街地が形成され、都市機能が集積しています。このような都市の基礎構造を踏まえ、西毛地域や前橋・高崎の広域都市圏との連携強化を図ります。また、鉄道駅を子育て世代や高齢者をはじめ誰もが快適に使える交通拠点とし、周辺の都市機能の集積を図ることにより、コンパクトな市街地・生活圏を構成します。これにより、市内のいずれの地域においても都市的利便性と豊かな自然とのふれあいを享受し、訪れる人々と地域がいきいきと交流する都市構造の形成を目指します。

(2) 土地利用エリア

土地利用構成の基礎として以下の3つの土地利用エリアを設定します。

● 市街地エリア

国道18号など東西方向広域幹線道路の沿道の既存市街地と、その縁辺部で系統的な基盤整備を進める地区。安中・板鼻地域、原市・磯部地域、松井田地域にまたがり、連担する3つの「まちのまとまり」ごとに、コンパクトな市街地の形成を図ります。

● 山林自然環境エリア

市域西部の自然公園地域、森林地域。自然公園法、森林法に基づく自然環境の保全と、広域観光交流や環境学習の場としての活用を図ります。

● 田園集落エリア

市街地エリアと山林自然環境エリアの間に広がる河川沿いの農地、里山とそれに介在する集落地の区域。自然環境・農業生産環境との調和を図りつつ、集落地の生活環境の改善整備を進め、地域コミュニティの活力の維持増進を図ります。

(3) 交通軸・都市軸

都市及び市街地を支える交通軸・都市軸を以下のように設定します。

● 広域交通軸

- ・国道18号、西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）

● 地域連絡交通軸

- ・鉄道駅周辺拠点地区と周辺地域を南北に連絡する地域生活交通の軸であり、災害時の避難・救援の主要道路となる幹線道路

● 都市軸

- ・都市機能が集まる国道18号沿道、旧中山道沿道、JR信越本線沿線

(4) 都市の拠点地区の配置

都市の拠点地区と、広域観光交流ゾーンとして以下を設定します。

● 都市拠点

- ・公共公益施設や高次の都市機能、都市交通が集積する
(市役所・安中駅周辺)

● 地域生活拠点

- ・都市拠点の機能を補完し、それぞれの地域の最寄りの生活拠点機能が集積する
(原市交差点・磯部駅周辺、松井田・西松井田駅周辺)

● 産業拠点

- ・地域の身近な職場として通勤や広域的な物流のための交通の強化を図るべき
大規模産業用地や工業団地

● 広域観光交流ゾーン

- ・地域固有の資源を活かし、相互に連携して広域観光交流を促進する
(安中宿・安中城址周辺、磯部温泉、松井田宿、横川駅周辺・坂本宿・碓氷峠、
秋間梅林、妙義山麓)

